

業務指示書

エジプト国灌漑セクター情報収集・確認調査（上エジプト及び中央デルタ）

第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構（JICA）（以下「機構」という。）が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等（以下「コンサルタント」という。）により実施する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントはこの業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等を機構に提出するものとします。

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限：2016年9月9日 12時 まで

問合せ先：調達部 契約第二課 城水 健 Shiromizu.Tsuyoshi@jica.go.jp

質問に対する回答：2016年9月14日 までに機構ホームページ上に行います。

第2 業務の目的・内容に関する事項――別紙のとおり

第3 業務実施上の条件――別紙のとおり

第4 競争上の条件

1 競争参加資格要件

(1) 以下のいずれかに該当する者は、JICA契約事務取扱細則（平成15年細則（調）第8号）第4条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員や入札の代理人となること、契約の下請負人（補強を含む。）となることも認めません。プロポーザル提出時に何らかの文書の提出を求めるものではありませんが、必要に応じ、契約交渉の際に確認させていただきます。

1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更正法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない法人をいいます。

2) 「独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程」（平成24年規程（総）第25号）第2条第1項の各号に掲げる者

具体的には、反社会的勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

3) 「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年規程（調）第42号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

具体的には、以下のとおり取り扱います。

① 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。

② 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）の翌日以降から、契約相手確定日（契約交渉順位決定日）までに措置が開始される場合、競争から排除する。

③ 契約相手確定日（契約交渉順位決定日）の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。

④ 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

(2) JICA契約事務取扱細則第5条に基づき、以下の資格要件を追加して定めます。共同企業体の構成員についても、以下の資格要件を求めます。

1) 全省庁統一資格

平成28・29・30年度全省庁統一資格を有すること。同資格を有していない場合は機構の「簡易審査」を受けていること。

競争参加者（共同企業体を結成する場合は構成員を含む。）は、プロポーザルの提出に先立ち、当機構ホームページ「調達情報」>「競争参加資格」

(<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>)を参照して、資格確認の手続きを行い、「整理番号の通知」を受けてください。既に整理番号を受けている競争参加者は、資格確認の手続きの必要はありません。

通知を受けた整理番号は、プロポーザルに記載してください。

2) 日本登記法人

取引の安全性を確保するため、競争参加資格要件として、日本国における登記法人であることを求めています。しかしながら、独立行政法人国際協力機構法（平成14年法律第136号）第13条第1項第8号及び9号に基づき実施される業務であって、かつ、登記法人であることを求めることにより競争が著しく制限される等の可能性がある場合、これを求めない場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

(○) 日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。

(外国法人は登記簿写を提出してください。)

() 法人格を有すること（日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であることを求めない）。

3) 利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務のTOR (Terms of Reference) を実質的に作成する業務を先に行った者、各種評価・調査業務を行う場合であって当該業務の対象となる業務を行った者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企業体の構成員や入札の代理人となること、契約の下請負人（補強を含む。）となることも認めません。

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 以下の者については、競争への参加を認めません。

2 共同企業体の結成の可否

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、共同企業体の結成を認める場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

() 認めません。

() 認めます。

(○) 認めます。ただし業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

() 二者までの共同企業体の結成を認めます。ただし業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員になれません。

注2) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付してください。

注3) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

3 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。）技術者の他業務従事状態から望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は自社では確保が困難な担当分野である場合、自社と雇用関係のない技術者の「補強」を認める場合があります。

（各項目の（ ）に○を付したものが、今回の指示内容です。）

（ ）全ての業務従事者について、補強を認めません。

（○）以下の要件で、補強を認めます。

- 1）共同企業体でプロポーザルを提出する場合は、代表者及び構成員ともに、現地業務に従事するそれぞれの業務従事者数（通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く）の1/2まで補強を認めます。
- 2）共同企業体を結成しない場合に限り、現地業務に従事する全業務従事者数（通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く）の3/4まで補強を認めます。

【業務主任（総括）について】

（○）業務主任者（総括）については補強を認めません。

（ ）業務主任者（総括）について補強を認めず、ただし、業務主任者が補強の場合には、副業務主任者（副総括）の配置は認めません。

注1）共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。

注2）複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3）資格停止期間中のコンサルタントからの補強は認めません。

注4）評価対象業務従事者の補強にあたっては同意書をプロポーザルに添付してください。

評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。

注5）補強として参加している社との再委託契約は認めません。

注6）通訳団員については、補強を認めます。

4 外国籍人材の活用

（各項目の（ ）に○を付したものが、今回の指示内容です。）

（ ）外国籍人材の活用を認めます。

（○）業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。

（ ）業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。

注）外国籍人材とは以下に該当する人材とします。

・プロポーザルを提出する法人に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は嘱託契約を締結しているもの

・プロポーザルを提出する法人の外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材。

第5 プロポーザルに記載されるべき事項

1 コンサルタントの経験、能力等

- (1) 類似業務の経験
- (2) 業務実施上のバックアップ体制等
- (3) その他参考となる情報

注) 類似業務：灌漑開発に係る各種業務

2 業務の実施方針等

- (1) 業務実施の基本方針等
- (2) 業務実施の方法
- (3) 作業計画
- (4) 要員計画
- (5) 業務従事者毎の分担業務内容
- (6) 現地業務に必要な資機材
- (7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
- (8) その他

注1) (1) と (2) を併せた記載分量は、30 ページ以下としてください。

注2) (4) 要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、または遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定するものとします。
なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認するものとします。

3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

(1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います

(各項目の() に○を付したものが、指示内容です。)

() 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。

(○) 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強とすることは認めない）。副業務主任者は1名を上限とする。

注) 業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合、3点の加点を行います。（「第9 プロポーザルの評価」参照）。

(2) 評価対象業務従事者の経験、能力等

【業務主任者（総括／灌漑政策）】

（業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）も同様の項目）

- 1) 類似業務の経験：灌漑開発に係る各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：エジプト 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語

- 4) 業務主任者等としての経験
- 5) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 6) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 水管理／組織強化1】

- 1) 類似業務の経験：水管理・組織運営に係る各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：エジプト 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 灌漑計画／維持管理計画1】

- 1) 類似業務の経験：灌漑開発に係る各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：エジプト 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力：語学評価せず
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

第6 プロポーザルの提出手続き等

1 プロポーザルの提出期限、提出場所、提出物

- (1) 期限：2016年9月26日 12時
- (2) 場所：JICA本部1階 調達部受付
- (3) 提出物：プロポーザル 正1部 写5部
見積もり 正1部 写1部（次項第7参照）

2 プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- (1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- (2) 提出されたプロポーザルに記名がないとき
- (3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- (4) プロポーザル提出者（共同企業体構成員を含む）が全省庁統一資格結果通知書を取得していない、またはJICAの事前の資格審査を受けていないとき
- (5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- (6) JICAが定める「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年規程（調）第42号）に基づく資格停止を受けている期間中である者又は当該者が構成員となる共同企業体からプロポーザルが提出されたとき（なお、プロポーザルの提出後であっても本指示書第8.2による審査結果の通知前に資格停止を受けたものを含みます。）
- (7) 虚偽の内容が記載されているとき
- (8) 前号に掲げるほか、本指示書又はコンサルタント契約関連規程に違反したとき

第7 見積価格及び内訳書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り（消費税を含まない）及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出して下さい。見積書の作成に当たっては「コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」を参照してください。

(URL : <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

- () 本業務における一般業務費の見積りについては、定率化方式とし、一般業務比率の上限は、

- () 契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。
- () 第2、第3で記載した事項のうち下記については、分けて見積って下さい。

- () 現地の治安状況が不安定であることから、業務従事者に対し、戦争保険(戦争危険担保特約)あるいはこれに相当する保険を付保することができます。付保する場合は、その経費を見積もって下さい。

- () 本案件については、滞在期間中の不慮の事故等に備え、「救急医療センター(Centre Prive d' Urgence :CPU)」登録料として、同国滞在期間中1人当たり月額35ユーロ相当額を「雑費」として計上することができます。

- (○) 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。
航空運賃を見積る場合には、ZONE-PEX運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について/通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラス正規割引運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。
なお、実際の航空券の手配にあたっては、上記見積額を上限としつつも、業務実施上の必要による経路の変更、予約の変更等の必要な緊急時の対応も考慮しつつ、より効率的であるとともに経済的な航空券の手配に努めてください。
- () 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。
航空運賃を見積る場合には、エコノミークラス普通運賃と制限付エコノミークラス(Y2)を比較のうえ、より安価な運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について/通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラスの正規運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。
(EGP1 = 11.9054 円 , US\$1 = 105.440 円 , EUR1 = 115.974 円)

第8 プレゼンテーション

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価をおこなうために、業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求める場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

(○) プレゼンテーションは実施しません。

- () プロポーザル評価の一環として、以下の要領でプレゼンテーションを行っていただきます。その際、
 - () 業務主任者がプレゼンテーションを行ってください。ただし、業務主任者以外に1名の出席を認めます。
 - () 業務主任者又は副業務主任者、若しくは両者が共同してプレゼンテーションを行ってください。
なお、業務主任者または副業務主任者のみがプレゼンテーションを行う場合は、業務主任者または副業務主任者以外に1名の出席を認めます。

(1) 実施時期：

(各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。)

(2) 実施場所：JICA本部（麹町） 会議室

(3) 実施方法：

1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。

2) プロジェクタ等機材を使用する場合は、コンサルタント等が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、機材の設置に係る時間は、上記1)の「プレゼンテーション10分」に含まれます。

(以下、各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

() 上記(2)の実施場所以外からの出席を認めません。

() 海外在住・出張等で当日JICAへ来訪できない場合、下記の何れかの方法により上記(2)の実施場所以外からの出席を認めます。実施日時は上記(1)で指定された日時です。

a) テレビ会議システム

ISDN回線を用いてコンサルタント等からJICA-Netに接続します。テレビ会議システムの準備はコンサルタント等が行うものとし、接続にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。プロポーザル提出時に、接続先等（接続先名、ISDN番号、使用機器のメーカー名・銘柄、担当者のアドレス・電話番号）を調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、

注) JICA在外事務所のJICA-Netを使用しての出席は認めません。ただしJICA在外事務所主管案件の場合は、当該主管事務所からの出席を認めます。

b) Web会議システム (http://jica.webex.com)

インターネット回線を用いてJICAが提供するWeb会議システムに接続します。接続先のURLや接続に係る初期設定については、調達部契約第一課・第二課より連絡します。

注) Skype等のIP通信サービスは利用できません。

c) 電話会議

上記a)、b)とも不可の場合、通常の電話のスピーカーオン機能による音声のみのプレゼンテーションを認めます。コンサルタント等からJICAが指定する電話番号に指定した日時に電話をしてください。通話にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。

第9 プロポーザルの評価

1 プロポーザルの評価基準

本件業務では別紙のプロポーザル評価表に従いプロポーザルの評価（技術評価）を行います。

業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）は業務主任者（総括）と同様の項目・基準で評価を行います

注) 業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが総括でも可）、一律3点の加点（若手育成加点）を行います。なお、45歳以下でも上位格付認定により1号以上となる場合は「シニア」とみなし、「若手」と組んだ場合は加点対象とします。（年齢は当該年度（公示日の属する年度。再公示の場合は再公示日の属する年度。）4月1日時点での満年齢とします。）ただし、「1. コンサルタント等の法人としての経験・能力」、「2. 業務の実施方針」、「3. 業務従事予定者の経験能力」の合計が70点未満の場合は、加点は行いません。

技術評価及び若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1順位と第2順位以下との差が僅少である場合に限り、第7により提出された見積価格を参考として交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。

(1) 評価対象とする業務従事者の担当分野

総括／灌漑政策

水管理／組織強化1

灌漑計画／維持管理計画1

(2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

16.90 M/M

2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルはJICAで評価・選考の上、2016年10月11日(火)までにプロポーザルを特定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目をJICAホームページに公開することとします。

(1) プロポーザルの提出者名

・契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

(2) プロポーザルの提出者の評価点

・以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

①コンサルタント等の法人としての経験・能力

②業務の実施方針等

③業務従事予定者の経験・能力

④若手育成加点*

⑤価格点*

*④、⑤は該当する場合のみ(若手育成加点及び価格点については「第9 プロポーザルの評価
1 プロポーザルの評価基準」参照)。

・基準点に達しない者については「基準下」とのみ記載する。

第10 その他

1 配布・貸与資料

JICAが配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないで下さい。

2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉を行う目的以外に使用しません。

4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル(正)及び見積書(正)は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

6 プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

(1) 「プロポーザル作成ガイドライン」:

JICAホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式>>調達ガイドライン コンサルタント等の調達>>コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal.html>)

(ハードコピーでの販売・配布は行っておりません)。

(2) 業務実施契約に係る様式:

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式>>様式 コンサルタント等の調達 業務実施契約」

(URL: http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)

(3) 規程：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>規程」

(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html>)

(4) 調達ガイドライン（コンサルタント等契約）：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>調達ガイドライン コンサルタント等の調達」

(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報をJICAホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 公表の対象となる契約相手方取引先（共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。）

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、JICAで役員を経験した者が再就職していること、又はJICAで課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. JICAとの間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、JICAでの最終職名（氏名は公表しない。）

イ. 契約相手方の直近の財務諸表におけるJICAとの取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占めるJICAとの間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

(3) JICAの役職員経験者の有無の確認日

当該契約の締結日とします。

(4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くこととなります。

8 本体事業からの排除

以下、各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

() 本件受注コンサルタント（JV構成員及び補強を含む。）は、本業務（協力準備調査）の結果に基づきJICAによる無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理契約以外の役務及び財の調達から排除される（その場合は、受注コンサルタント等が製造、販売する資機材も排除される）見込みです。

() 本件受注コンサルタント（JV構成員及び補強を含む。）及びその関連会社／系列会社（親会社を含む。）は、本業務（詳細設計）の結果に基づきJICAによる有償資金協力が実施される場合は、施工監理業務（調達補助を含む。）以外の役務（審査、評価を含む。）及び財の調達から排除されます。

9 案件の延期又は中止について

治安の急変等により案件が延期又は中止になることがありますので、予めご留意ください。

以上

プロポーザル評価表
エジプト国灌漑セクター情報収集・確認調査（上エジプト及び中央デルタ）

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
2. 業務の実施方針等	(30.00)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	12.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	12.00	
(3) 要員計画等の妥当性	6.00	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）		
3. 業務従事予定者の経験・能力	(60.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力／ 業務管理グループの評価	(30.00)	
	業務主任者 のみ	業務管理 グループ
①業務主任者の経験・能力 総括／灌漑政策	(30.00)	(12.00)
ア) 類似業務の経験	12.00	5.00
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	3.00	1.00
ウ) 語学力	5.00	2.00
エ) 業務主任者等としての経験	6.00	2.00
オ) その他学位、資格等	4.00	2.00
②副業務主任者	(-)	(12.00)
カ) 類似業務の経験	-	5.00
キ) 対象国又は同類似地域での業務経験	-	1.00
ク) 語学力	-	2.00
ケ) 業務主任者等としての経験	-	2.00
コ) その他学位、資格等	-	2.00
③体制、プレゼンテーション	()	(6.00)
サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション		
シ) 業務管理体制	-	6.00
(2) 業務従事者の経験・能力： 水管理／組織強化1	(15.00)	
ア) 類似業務の経験	7.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2.00	
ウ) 語学力	3.00	
エ) その他学位、資格等	3.00	
(3) 業務従事者の経験・能力： 灌漑計画／維持管理計画1	(15.00)	
ア) 類似業務の経験	10.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2.00	
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等	3.00	
(4) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(5) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
総合評点	[100.00]	

第2 調査の目的・内容に関する事項

1. 調査の背景

エジプト・アラブ共和国（以下、エジプト）は人口91百万人（2015年）を擁し、一人当たり国民総所得（Gross National Income: GNI）3,340米ドル（世銀2015年）の中所得国である。農業が盛んであるが、水資源は大きな制約を抱えている。

エジプトでは国内の水資源の9割以上をナイル川に依存しているが、利用可能水量は1959年にスーダン国と結んだ国際水利協定により年間555億トンと定められている。急激な人口増加（年率1.6%、2014年）や気候変動の影響により水資源の需給は逼迫しており、エジプトにおける1人当たりの年間水資源賦存量約673m³/人/年は、世界平均の5,996m³/人/年の1割強、アフリカ平均の3,545m³/人/年の2割弱であり、非常に少ない（以上、FAO/AQUASTAT）。そのため、水資源の効率的利用による需要削減と供給拡大は、エジプトの国家的課題であり、省庁横断の委員会である国家水資源計画（National Water Resource Plan：以下、「NWRP」）において、本課題への対応指針が作成されている。現在は1997年～2017年の20年間を対象とした第二次国家水資源計画（National Water Resource Plan 2017：以下、「NWRP 2017」）¹が運用されている。

NWRP 2017においては、エジプトの水管理政策の基本理念として「統合水資源管理（Integrated Water Resource Management：IWRM）」を掲げている。また、エジプトにおけるIWRMの課題として「飲料水の確保」、「農業用水の確保」、「産業用水等の確保」、「組織、体制の強化」、「国民への啓蒙活動」、「生態系保護」、「ナイル川流域諸国との連携」、「政治的なバックアップ」を挙げており、これらの課題を解決するための戦略として「1 新たな水資源の開発」、「2 水資源の効率的利用」、「3 水質の向上」、「4 組織化と能力向上」という4つの柱（Pillar）が掲げられている。

更に、NWRP 2017の活動指針の大部分は農業（灌漑農業）に関する内容となっており、NWRP事務局は水資源・灌漑省（以下、「MWRI」）内に設置されている。これは、エジプトにおける水消費の8割以上が農業向けであり、農業における節水や灌漑効率の向上はエジプトにおいて喫急の課題とされているためである。

JICAはこれまでエジプトの灌漑セクターに対し、ハード面では、基幹・幹線用水路である大・中規模堰の配水能力の回復（分配量の適正化）を、ソフト面では、灌漑施設運用者に対する水管理や効率的な水利用促進のための能力向上支援及び水利組合の組織改善による農民への水管理移管支援を中心に実施してきた。これら日本の協力は前述NWRP 2017の第2の柱「水資源の効率的利用」に位置付けられる。しかしながら、エジプト政府は、限られた水資源の効率的運用に向けて、施設改修の必要性と共に、節水技術、水管理組合の意識改革に対する継続的な協力を求めている。

以上の状況を踏まえ、本調査では、エジプト灌漑セクターの情報を収集・分析し、「水資源の効率的利用」に貢献するための今後の協力の方向性検討のために必要となる情報収集・分析を行うことを目的とする。

なお、本調査実施にかかるエジプト政府からの要請が近々提出される予定である。

¹第二次国家水資源計画（NWRP 2017）は2017年に完了するため、NWRP事務局が現計画のレビューと2017年以降の第三次計画の策定に取り掛かっている。改定チームによれば、第二次NWRPを踏襲し、必要に応じて新たな対策を追加する方針とのことで、2016年中にはドラフトが作成される予定。

2. 調査の目的

エジプトの灌漑セクターの現状、課題やその要因、当該国の政策的優先順位、優先的開発課題、日本や他ドナーの取組み等（成果及び課題）が分析され、当該セクターに関する情報を包括的に取りまとめる。これに基づき、NWRP 2017 の第2の柱「水資源の効率的利用」により貢献するための協力方針及び具体的な協力アプローチ案が形成される。

3. 想定される成果（協力方針及び協力アプローチ案）

MWRI は NWRP 2017 第2の柱「水資源の効率的利用」への意識が高く、これまでの日本の協力も第2の柱に集中しているため、過去の成果を発展させる意味合いではこの「水資源の効率的利用」に焦点を絞った協力が望ましい。

また、エジプト側からは、効率的な水資源管理のため、流域全体の水管理能力の向上に必要な灌漑施設整備として上流から末端までの流域全体の施設を幅広く管理する能力の強化が求められている。更に、過去の案件の事後評価等で、ハード（資金協力）とソフト（技術協力）の有機的な連携による効果の最大化が提言されている。

そのため、水資源の効率的利用に資する協力の検討にあたっては、日本の灌漑で導入されている総合的な水管理を意識して検討することで、NWRP の目標や MWRI のニーズに合致し、かつ日本の灌漑の知見を活かした協力方針案（協力プログラム案）をエジプト側に示すことができると考えられる。本方針案においては、より高い効果発現を目指し、水路系の広範囲をカバーする協力を念頭に、ハードとソフトの連携した協力アプローチ案が検討されることを想定する。なお、エジプトが中所得国であることに鑑み、ハード面の協力としては有償資金協力事業を想定する²。また、灌漑用水以外の水資源の現況等も把握し、その結果を協力方針やアプローチ案に反映する。

4. 調査対象地域

上エジプト（バハルユセフ用水路系とイブラヒム用水路系の2地域を想定）
中央デルタ（カセッド用水路系の1地域を想定）（別添参照）

5. 相手国関係官庁・機関

主管官庁：水資源・灌漑省（Ministry of Water Resources and Irrigation）
その他、水資源管理に関わる関係機関・組織

6. 調査の範囲

本調査は、エジプト・アラブ共和国の灌漑セクターについて、「2. 調査の目的」を達成するため、「7. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「8. 調査の内容」に示す事項の業務を実施し、「9. 成果品等」に示す報告書等を作成し、JICA 及び相手国関係機関に説明の上、提出するものである。

7. 実施方針及び留意事項

(1) フェーズ分けによる業務の実施について

²本調査による協力方針案において有償資金協力の実施が実現性を持った形で提案された場合は、別途協力準備調査等を実施することで有償資金協力案件の形成を検討する。

本調査では調査フェーズを第1期と第2期の二つに分ける。

第1期(2016年度)では、まず、①調査開始時に上記(2)に想定される協力量針及び協力アプローチ案の方向性をJICA側、エジプト側と確認する³。確認した協力量針(総合的な水管理を考慮)及びアプローチ案(ハードとソフトの連携を想定)に沿って、②調査対象地域(3基幹水路系)における改修(新設も含む)を必要とする施設の概略調査を実施し、③幹線水路掛り単位とした協力対象候補サブ地域のリスト化及び、実現可能性や想定事業費等を考慮し優先順位付けを行う。

第2期では、第1期における上記③の優先順位を考慮しつつより詳細に内容検討を行うために、④協力対象候補サブ地域に対しより詳細な調査を実施し、⑤協力対象候補サブ地域からモデル地区を選定し、⑥モデル地区においてより具体的な協力アプローチ(ハード、ソフトそれぞれの案件の枠組案)をJICA側及びエジプト側に提案する。また、⑦現地調査により収集された情報をもとに当該分野の課題と解決策(協力量針と協力アプローチ案を含む)を共有するセミナーを実施する⁴。

第2期で行う協力対象候補サブ地域の詳細調査とモデル地区における具体的な協力アプローチの提案業務は、第1期において、JICAとコンサルタントとの間で、調査対象及び規模、設計・積算水準を協議・確認し、投入量を決定する。ただし、プロポーザルにおいては、第1期及び第2期までの業務について提案する。また、調査の構成上、フェーズ分けを行っているが、契約に関しては一体の契約とする。

(2) 調査方針及び工程

本調査は、灌漑セクターの情報収集に留まらず、調査後の円滑、かつ迅速な案件形成に資するため、情報収集、課題分析、協力案の提案、効果や実施体制等実施の実現性の検証の4つの活動を想定している。調査工程を検討する際は、効果・効率的な調査計画をプロポーザルの中で提案すること。なお、現地調査の工程作成にあたっては、エジプトの祝祭日を考慮すること。

(3) 効率的な調査の実施

各候補地域(3水路系)とも、詳細な状況が不明であることから、全ての地域(3水路系)を対象として概略調査を実施する。また、対象地域が広大であることから、衛星写真や簡易な調査方法を活用して効率的に調査を実施する⁵。

(4) 日本の灌漑セクターへの協力にかかる課題と成果の検証、反映

JICAの既実施案件(事後評価)からは、ハードとソフトの連携を意識すると共に、できるだけ同じ水路系の広範囲をカバーする案件を形成することが望ましいと提言されている⁶。本調査においては、既実施案件の経験を踏まえ、日本のこれまでの協力

³ 総合的な水管理を推進する場合、本調査を通じた本概念整理や理解促進も必要となる。また、現在、詳細設計中の有償資金協力事業「新ダイルート堰群建設事業」においては、「統合水管理システム計画(Improving water distribution system plan)」という名称にて同案件での施設の運営能力を補完するために技術協力がエジプト側から要望されており、本件の確認・整理も必要である。加えて、現在、現地派遣中の個別専門家「効率的な水資源管理のための能力強化アドバイザー」が着手中であるアセット・マネジメントの考え方を基にした施設管理等の協力コンポーネントへの反映検討も必要である。

⁴ セミナーを通じ、先方の日本の支援に対する理解と意欲を高め、実施の基盤を固めることを目指す。

⁵ 情報収集や簡易な現地調査の実施は、ローカルコンサルタントを活用して行うこととする。

⁶ 例えば、バハルユセフ用水路の中規模堰改修(無償資金協力)にかかる事後評価においては、「限られた水資源をより有効に活用するためには、流域全体を集中管理し、より効率的な水配分の考え方を導入することが必要。」

における課題と成果を確認しつつ、ハード面とソフト面の協力の組み合わせや協力対象とする水路系を検討し、協力方針と具体的な協力アプローチを JICA に提案するものとする。

(5) 国家方針との整合性

NWRP 2017 は 2017 年に完了するため、NWRP 事務局が現計画のレビューと 2017 年以降の第三次 NWRP の策定に取り掛かっている。第三次 NWRP は、第二次計画 (NWRP2017) を踏襲し、必要に応じて新たな対策を追加する方針とのことで、2016 年中にドラフトが作成される予定である。そのため、新規案件形成においては、第三次 NWRP を参照することで国家方針との整合性を図る。

(6) 想定される協力について

ハード面の協力としては有償資金協力による施設改修または新設を想定する。協力対象候補地区における水管理の現状、既存施設の管理状況や老朽化状況などの基本情報を確認し、案件化した際の予算規模感も念頭に置いて工事实施の実現可能性を検討する必要がある。

ソフト面の協力としては、上記に想定する有償資金協力による施設改修または新設（現在詳細設計中の新ダイルート堰群建設事業を含む）と連携し得る協力内容を、維持管理やアセット・マネジメント、末端水路の水管理移管体制の強化や排水再利用等水利用の効率化推進等内容を考慮して検討する。

8. 調査の内容

<第 1 期：2016 年 10 月下旬～2017 年 3 月下旬>

【国内作業】

(1) 事前準備及びインセプション・レポートの説明・提出

1) 関連資料や JICA 関係者へのインタビューを通じた情報の収集や分析等

以下に関する情報やデータを整理、分析、検討するとともに、詳細な調査内容及びスケジュールを検討する。また、現地で更に収集する必要がある資料・情報、データをリストアップする。

- a) エジプトの開発戦略、関連政策や灌漑セクターの現況や、日本の総合的な水管理や水管理システムの実態、土地改良区の制度や活動実態等、エジプトへの協力の参考となる政策・制度や方針等
- b) JICA のエジプト灌漑セクターにおける過去及び実施中の協力に関する情報収集及び成果や課題の分析
- c) エジプトや当該地域にかかる日本の開発政策、援助方針に関する情報収集。
特に「アフリカ開発会議 (TICAD) VI」や「持続可能な開発目標 (SDGs)」を中心に、本調査で想定される協力の方向性との整合性。

「改修した堰の下流に位置する小規模灌漑施設の中にも緊急に改修を要する施設が多数存在し、中規模堰の改修だけでは水管理能力の改善には不十分。」「無計画な農地拡大に伴い水が足りなくなってしまう地区もあり、水路系全体の整備計画が必要。」「最末端での水管理組合の設立と水管理能力向上のための訓練の導入が必要。現況の作付けに基づく必要水量の把握とそれに基づく適正な水配分が不十分」といった課題の指摘や提言がなされている。⁷「施設現況の概査」は、3 基幹水路内でどれだけ幹線水路樹があるかを調べるものなのであり、3 地域全体が対象となる。「現地概要調査」は、衛星写真等では実情が分からない箇所について現地調査を行うサイトが対象となり、施設現況の概査をもって、調査対象サイトが特定される。

- 2) インセプション・レポートの作成
上記の結果をとりまとめてインセプション・レポートを作成する。
- 3) インセプション・レポートの説明・提出等
JICA 側と内容を協議し、必要な修正を行った上で、提出する。また、現地調査開始時に、インセプション・レポートを現地実施機関に説明・協議し、基本的了解を得る。

【現地調査】

- (2) インセプション・レポートの説明・協議等
JICA からの合意を得たインセプション・レポート案をエジプト側に説明し、内容について合意を得る。国内作業で調査した結果、不足している情報や更新が必要な情報を現地調査の中で収集する。
- (3) 灌漑セクター（水資源管理含む）の現況情報収集、課題やその要因分析
 - 1) 開発戦略、灌漑政策、法律、制度や計画（特に NWRP2017 と次期 NWRP について）にかかる情報収集、分析を行う。
 - 2) 灌漑セクター現況把握（水資源管理、灌漑用水利用、セクター課題）
 - 3) 先方政府及び灌漑セクター財務状況について調査、確認を行う。
 - 4) エジプト側が考える「統合水資源管理（IWRM）」の内容、範囲について、MWRI を中心として水資源分野関連機関に確認する。
 - 5) 灌漑セクター及び水資源分野に関連する組織の体制及び業務分掌の調査、確認を行う。
 - 6) エジプトの灌漑システムと管理体系、維持管理体制の調査、確認を行う（制度及び現況。アセット・マネジメントも含む）。
 - 7) 基幹用や幹線水路改修、灌漑施設改修、水管理移管に関するエジプト政府の取り組みや計画を確認する（計画策定年や該当情報の調査年にも留意）。
 - 8) 灌漑セクターに関わる上下水道開発計画、上下水道施設及び地方給水・衛生施設現況、取水及び排水対策の現況を確認する。
 - 9) エジプトにおける環境影響評価に係る手法・手続き、住民の移転や土地収用に関わる法制度を把握する。
 - 10) 他ドナーの灌漑セクターにおける動向と具体的な支援内容を調査する。
- (4) 日本の過去及び実施中の灌漑協力に関する情報収集、成果や課題分析
（日本によるこれまでの灌漑セクターの取組み状況及びその成果について取りまとめを行うとともに、日本の優位性を整理する。）
 - 1) 実施済及び実施中案件について、既存資料を分析する（排水再利用分野や SATREPS、JST も含む）。
 - 2) 上記 1) の協力サイト（主に上エジプト及びデルタ）での現況を確認する（サンプルヒアリングの実施等）。
 - 3) 目標達成度（可能な限り定量把握）や協力の持続性・インパクトを確認、評価・分析する。
 - 4) エジプトの本セクター課題について分析し、協力の成果と残る課題を確認する。

- 5) 上記確認した成果の拡大や課題解決に関わり得る現地関係者・リソースを把握する。
- 6) 1)～5)を踏まえて、日本のこれまでの協力成果の概観資料等を作成する。

(5) 灌漑セクターの協力方針案とアプローチ案の整理・検討

- 1) 上記(1)～(4)を踏まえ、エジプト側とも協働で、エジプト灌漑セクターにおける効率的水利用や持続的農業の実現への貢献策、また、灌漑施設管理及び水管理の現場に有効な方策について整理・検証する。
- 2) 上記検討に基づき、今後の当該セクターの協力方針案と協力アプローチ案を確認する。

(6) 協力対象候補地域(全3基幹水路系)の概略調査

(対象候補地域全体の概況把握⁷。A: 基幹用水路とB: 幹線用水路・支線用水路に分けて確認することを想定。)

1) 基幹用水路⁸(3水路)の施設現況の把握と改修必要箇所の推定

① 施設現況の概査(全体概況の把握)

衛星・航空写真を活用し⁹、以下の方法により、より詳細な現地調査を行うための基礎情報を収集する¹⁰。

- ・当該地区のエジプト側の水利用計画を確認する(水資源管理全般への配慮事項確認: 上水、工水の取水地点/量や水質調査等)。

- ・水路上の水利構造物(分水施設、横断工等)のリストアップ

- ・水路内の通水支障箇所(狭小部、法面崩落・天端高不足箇所等)のリストアップ

- ・現地陸上調査及び改修実施時に留意すべき箇所(住宅密集地、橋梁等)の把握

- ・「国際協力機構 環境社会配慮ガイドライン」(2010年4月)(以下、JICA環境ガイドライン(2010年4月))に基づき、環境社会配慮面の情報を収集、確認する。

② 現地概要調査の実施による改修必要箇所の特定

- ・目視による水路及び水利構造物の現地状況の確認¹¹、船上ソナーによる水路床高の測定を行う。

- ・上記①の結果により、通水障害の程度が高い箇所を特定する

- ・上記調査により通水能力向上のために改修が必要な箇所を特定し、さらに通水能力向上度合いに応じてランク分け(主に改修の緊急性や改修による効果の度合い等)を行う。

2) 幹線用水路・支線用水路の施設現況の把握と改修必要箇所の推定

⁷ 「施設現況の概査」は、3基幹水路内でどれだけ幹線水路掛があるかを調べるものなのであり、3地域全体が対象となる。「現地概要調査」は、衛星写真等では実情が分からない箇所について現地調査を行うサイトが対象となり、施設現況の概査をもって、調査対象サイトが特定される。

⁸ 調査対象水路系の水路網は、いずれも、上流側から①基幹水路、②幹線水路、③支線水路、④末端水路から構成される。

⁹ なお、これ以降も含めて調査全般を通して無人飛行機の利用は不可。

¹⁰ 調査の効率性を考慮し、調査区間を、それぞれ、バハルユセフ水路は4区分、イブラヒミア水路は3区分、カセッド水路1区分程度に分割することを想定。

¹¹ 測定の実施は想定していない。

(幹線用水路以下の中小規模施設の全体像を推定するための調査)

① 施設現況の概査(全体概要把握)

衛星・航空写真を活用し、以下の方法により、より詳細な現地調査を行うための基礎情報を収集する。

- ・水路上の水利構造物(分水施設、横断工等)のリストアップ
- ・水路内の通水支障箇所(狭小部、法面崩落・天端高不足箇所等)のリストアップ
- ・幹線用水路、支線用水路(水利構造物を含む)の老朽度や改修の必要性を把握するため、各施設の建設年月や補修履歴についてのデータ収集(県においては、県の改修計画を策定しているところもあるので、調査の上、収集し活用すること)。
- ・今後の調査で留意すべき地域(住宅密集地や鉄道等)の把握。
- ・排水路の流量調査等排水の状況確認。
- ・当該地区のエジプト側の水利用計画の確認(水資源管理全般への配慮事項確認:上水、工水の取水地点/量や水質調査等)。

② 現地概要調査の実施

- ・上記1) ②の結果を考慮し、基幹水路の上・中・下流で分水する幹線用水路それぞれ最低1路線を選定し、水路及び水利構造物の現況確認¹²を行う。
- ・当該幹線水路から分水する支線水路をそれぞれ3路線程度選定し、水路及び水利構造物の現況確認を行う。
- ・現況確認においては、調査箇所の重要度を、改修の緊急性や改修による効果の度合い等を基に分類(高・中・低等)した上で、現地状況の確認や写真撮影及びソナーによる水路底盤測量等の実施を行うことを想定する¹³。

③ 改修量の標準形の推定

- ・上記②の調査を通して、幹線用水路から支線用水路までの改修が必要な施設量の標準形を推定する(受益面積又は幹線用水路延長等の単位当たり改修水路延長、構造物数を推定)。

④ 全体改修量の推定

- ・上記③で推定された標準形を基に、各基幹水路系の幹線水路・支線水路(水利構造物を含む)の全体必要改修量を推定する。

3) GISデータベースの作成

上記1)、2)で得られた調査結果を基に特定された改修必要箇所をGISデータベース(必要ヶ所の状況等を含む)にまとめる。

4) 改修施設の現況把握と協力対象候補サブ地域¹⁴の優先順位付け

- ① 上記Aの3基幹水路、と上記Bの幹線用水路以下の中小規模施設について、想定改修費用や効果、実現可能性等を考慮して、地域及び組み合わせ、改

¹² 次項目も含め、測量の実施は想定していない。

¹³ 水路全体の状況写真では航空写真撮影の活用検討を行う(但し、無人飛行機の使用は不可)。水路底盤測量はボートにソナーを設置して実施することを想定する(再委託調査にソナー使用も含めることを想定)。

¹⁴ サブ地域とは、基幹水路の水路及び構造物、幹線水路掛りの水路(支線水路含む)及び構造物など、有償資金協力のサブサイト単位の範囲をいう。

修の優先順位を提案する。

- ② 想定する改修の組み合わせ、及び、想定改修費用等の検討方法は、以下を想定する。

組み合わせ A	基幹水路の改修と幹線用水路以下の中小規模施設の両方の改修
組み合わせ B	幹線用水路以下の中小規模施設のための改修

- ③ 改修方法の検討及び、近傍地域の改修実績や予算計画等による簡便な方法で算定した単価から改修概算費用を算定する。
- ④ 改修に伴う通水増加量又は受益面積等の改修効果、住宅密集地等の留意すべき事項や改修実現可能性等を考慮し、実施の実現性を確認しつつ、協力対象候補地域の優先順位付けを行う。なお、カセッド水路系（中央デルタ）においては、JICA の既協力対象サイト及び周辺サイトを優先的に検討する。

(7) 第2期の調査対象地域の選定

上記(6)で提案した協力対象候補サブ地域の優先順位を参考に、第2期の調査対象地域を JICA 及びエジプト側との協議により選定する（基幹水路3水系から、調査対象を縮小するか否かを協議）。

<第2期：2017年4月上旬～2017年6月下旬>

(8) モデル地区（協力対象候補地域内の個別地区）の選定・調査・事業計画の策定

- 1) 上記(7)で第2期の調査対象とされた調査対象地域について、有償資金協力及び技術協力プロジェクトの案件形成を想定した場合に必要な基礎情報の収集を行う。主な、基礎情報としては、以下を想定する。
 - ① 農家数、農地面積、灌漑面積、作物ごとの作付面積、収穫量等
 - ② 基幹・幹線・支線水路、堰・分水工、横断工等の灌漑施設等
 - ③ WUA の設立状況・活動、水配分、維持管理等の灌漑管理に必要な情報
- 2) 上記を踏まえ、改修が必要な施設の詳細を把握する。また、本邦技術の導入の可能性について調査する。
- 3) MWRI、また JICA とも協議のうえ、より詳細な協力方針を検討するためのモデル地区を各水系1ヶ所以上選定する。
- 4) 上記3)で選定されたモデル地区において、具体的な協力内容を検討する（ハードとソフトの連携を想定）¹⁵。
- 5) 有償資金協力の実施を想定し、その積算のためのモデル事業計画を策定する。モデル事業計画には次の項目が含まれる。
 - ① 改修施設及びその数量
 - ② コンサルティング・サービスの内容
 - ③ 概略事業費（工事費については、市場調査等を通じて算出された単価に基づく詳細な費用とする）
 - ④ 工期

¹⁵ ソフト（技術協力を想定）については、モデル地区で想定される活動をベースにその内容を検討する。ただし、必ずしもその活動サイトをハード（有償資金協力）において想定されるモデル地区の規模等と一致させる必要はない。

- (9) 協力方針案とアプローチ案の提案とエジプト側との協議・検討
- 1) 上記(1)～(8)を踏まえ、灌漑セクター協力プログラム(協力方針)案を提案する。その際、次の項目を含むこと。
 - ① 灌漑分野の課題と JICA の望ましい協力の在り方を確認、分析
 - ② 協力プログラムとして提案
 - 2) 上記1)において想定される協力のアプローチ(枠組み)案(ハード、ソフトを想定)を提案する。その際、次の項目を含むこと。
 - ① 協力方針、内容案の提案(想定される成果を含む)
 - ② カウンターパート機関の提案
 - ③ 協力対象地域及び同地域における協力機関・組織の提案
 - ④ エジプト政府の NWRP、新 NWRP における協力案の位置づけの提示
 - ⑤ 受益者の提示(受益者の社会・経済構成に留意¹⁶⁾)
 - ⑥ 案件の適用スキーム、実施体制、実施方法の提案
 - ⑦ 事業規模(想定可能な範囲の事業費、スケジュール)
 - ⑧ (ハード)上記を踏まえた対象地域¹⁷⁾の選定クライテリアの設定。
 - ⑨ (ハード)コンサルティング・サービスの内容
 - ⑩ (ハード)環境社会配慮面からの代替案比較、重要な環境影響項目の確認
 - 3) 上記1)、2)での提案について、実現性(実施機関の体制、財源確保の見通し等)及び優先度(水利用効率の向上や費用対効果等)についてエジプト側と協議・検討する。
- (10) 上記(9)での協力アプローチと協力方針案(協力の枠組案)の提案を踏まえた MWRI に対する次期協力の監理・実施体制の確認並びに次期協力を想定した場合の要改善事項等の提言
- 1) 実施済及び実施中の日本の協力(技術協力(開発調査型含む)、無償資金協力、有償資金協力(詳細設計))を踏まえ、想定される次期協力における関係組織の役割、体制及び責任分担等を確認する。
 - 2) 上記1)について、総合的な水管理の観点から実施機関・組織の妥当性を確認・分析し、改善点等について提言を行う。
 - 3) 灌漑以外での水資源セクター内での調整、連携についてエジプト側及び JICA に提言する。
 - 4) 本取り組みを通じ、当該分野の課題と解決策、それによる成果を共有する(セミナー等を実施し、関係者の理解促進や事業実施にむけた主体者意識の向上等を図る)。

9. 成果品等

(1) 調査報告書

調査業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。なお、本契約における成果品は第1期ではインテリム・レポート、第2期はファイナル・レポートとする。

¹⁶ ジェンダー配慮、若年層活躍等を含む。

¹⁷ 基幹水路の水路及び構造物、幹線水路掛りの水路(支線水路含む)及び構造物など、有償資金協力のサブサイト単位での地域(サブ地域)を想定。

また、各報告書の先方政府への説明、協議に際しては、事前に機構に説明の上、その内容について了承を得るものとする。

1) インセプション・レポート

記載事項：調査の基本方針、調査方法、調査対象機関、作業工程、調査実施項目、要員計画等

提出時期：契約開始後半月を目途

部 数：和文3部・英文15部（簡易製本）、電子データ

2) インテリム・レポート

記載事項：第1期調査の調査結果、分析結果

提出時期：2017年3月中旬

部 数：和文3部・英文5部（簡易製本）、電子データ

3) ドラフト・ファイナル・レポート

記載事項：全調査結果（案）

提出時期：2017年5月中旬

部 数：和文3部・英文15部（簡易製本）、電子データ

4) ファイナル・レポート

記載事項：第1期調査の調査結果、分析結果

提出時期：2017年6月中旬

部 数：和文5部・英文15部（製本）、CD-R 3部

報告書等の印刷・製本、電子化（CD-R）の仕様については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン（2014年11月）」に準拠すること。

業務実施計画書（インセプション・レポート）、最終報告書の内容については業務内容に示したとおり。なお、記載項目の確定にあたっては、JICAとコンサルタントで協議、確認する。

(2) その他の報告書類

1) 関係機関との主要な会議、各報告書説明・協議にかかる議事録を作成し、合意事項に合わせてJICAに速やかに提出する。

2) コンサルタント業務従事月報

コンサルタントは、業務従事期間中の業務に関し、以下の内容を含む月次の業務報告を作成し、共通仕様書第7条に規定されているコンサルタント業務月報に添付して、翌月15日までに監督職員に提出する。なお、先方と文書にて合意したものについても、適宜添付の上、JICAに報告するものとする。

① 今月の進捗、来月の計画、当面の課題

② 活動に関する写真

③ 業務フローチャート

3) 現地再委託調査の成果品

現地再委託にて実施した各種調査等の業務結果については、現地再委託先から提出あり次第、速やかにJICAに提出する。

4) 収集資料

本業務終了時に契約期間中に収集した資料、データ及びリストの一式（JICA

図書館の定型様式)を提出する。

5) その他、資料作成にあたっての留意事項

- ① 各種調査報告書はその内容を的確かつ簡潔に記述すること。
- ② レポートの作成にあたっては、想定等が華美に流れすぎないように、常識の範囲内で極力コストダウンを図ること。
- ③ 報告書全体を通じて、固有名詞、用語、単位、記号等の統一性と整合性を確保すること。また、英文報告書の作成にあたっては、その表現振りに十分注意を払い、国際的に通用するレベルにより作成するとともに、必ず当該分野の経験・知識とともに豊富なネイティブスピーカーの校閲を受けること。
- ④ レポートで引用した統計、資料、数値等については、必ず出展を明記すること。

第3 業務実施上の条件

1. 調査工程

2016年10月下旬より第1期の業務を開始し、2017年3月中旬を目途にインテリム・レポートを提出する。2017年4月上旬から第2期の業務を開始し、2017年5月中旬までにドラフト・ファイナル・レポートを提出し、2017年6月中旬までにファイナル・レポートを作成・提出する。

2. 業務量の目途と業務従事者の構成（案）

(1) 業務量の目安

第1期 32.1 M/M

なお、第2期 17.8M/M（合計 49.9 M/M）を想定。

ただし、第2期の業務量は想定であり、第1期において、第2期の調査対象とする協力対象候補サブ地域が決定した後に、必要な業務量を JICA とコンサルタントとの間で協議・決定する。

(2) 業務従事者の構成（案）

本業務は、以下の担当分野の業務従事者を想定している。業務内容及び業務工程を考慮のうえ、より効果・効率的な要員構成がある場合は、プロポーザルにて提案すること。指示書に記載された格付け目安を上回る格付け提案を行う場合は、その理由及び人件費を含めた事業費全体の経費削減の工夫をプロポーザルに明記すること。

- 1) 総括／灌漑政策（2号）
- 2) 水管理／組織強化1（3号）注1
- 3) 水管理／組織強化2 注1
- 4) 灌漑計画／維持管理計画1（3号）注2
- 5) 灌漑計画／維持管理計画2（3号）注2
- 6) 灌漑排水／水質保全調査
- 7) GIS 調査・分析
- 8) 施工計画（調達・積算）
- 9) 経済分析／事業評価
- 10) 環境社会配慮
- 11) 営農
- 12) 業務調整／事業計画

注1：水管理に係る計画や水管理システム、水管理の移管体制の確認、また、水管理移管の実施状況や末端水路を中心とした水管理の実態（水利組合の設立や能力強化状況、活動状況等含む）についての調査を担当し、「水管理1」が主となり、「水管理2」がこれの補佐として実施することを想定する。

注2：主に水路など灌漑施設のハード面の現況把握・分析を担当する。調査対象地域が広範囲にわたるため、水系ごとなどで分担して調査することを想定する。灌漑用水以外の水利用の調査（上水、工水の取水地点/量や水質調査等）も本業務従事者対応業務に含めることを想定する。

3. 現地再委託

前述する「第2 調査の目的・内容に関する事項」「8. 業務の内容」「(6) 協力対象候補地域（全3基幹水路系）の概略調査」における基礎的な情報の収集や簡易な現地調査の実施は、ローカルコンサルタントを活用して行うことを想定する。なお、現地再委託にあたっては、「コンサルタント等契約における現地再委託契約ガイドラ（2012年4月版）」に則り選定及び契約を行うこととし、委託業者の業務遂行に関しては、現地において適切な監督、指示を行うこと。

プロポーザルでは、現地再委託対象業務の実施方法と契約手続き（見積書による価格比較、入札等）、価格競争に参加を想定している現地業者の候補者名並びに現地再委託業務の監督・成果品の検査の方法等、より具体的な提案を可能な範囲で行うこと。

4. 相手国の便宜供与

現地調査に係る車両手配、宿泊手配、通訳手配等は原則コンサルタントが行い、その経費については見積もり額に含めること。

5. 公開資料

- (1) エジプト国 中央デルタ灌漑のための排水水質管理・再利用プロジェクトファイナルレポート（2016.3）
<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000025881.html>
- (2) エジプト・アラブ共和国 水管理移管強化プロジェクト詳細計画策定調査報告書（2012.12）
<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000009290.html>
- (3) エジプト・アラブ共和国 水管理改善プロジェクトII 終了時評価調査報告書（2011.12）
<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000009079.html>
- (4) エジプト・アラブ共和国 ダイリュート堰群改修事業準備調査最終報告書（2010.10）
<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000025935.html>
- (5) バハルヨセフ灌漑用水路ダハブ堰改修計画事後評価報告書（2014）
http://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2014_0800600_4_f.pdf
- (6) バハル・ヨセフ灌漑用水路サコーラ堰改修計画事後評価報告書（2010）
http://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2010_0401200_4_f.pdf
- (7) バハル・ヨセフ灌漑用水路マゾーラ堰整備計画事後評価報告書（2005）
http://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2005_0000700_4_s.pdf
- (8) エジプト・アラブ共和国 バハルヨセフ灌漑用水路ダハブ堰改修計画基本設計調査報告書（2007.9）
<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P0000173064.html>
- (9) エジプト国 バハル・ヨセフ灌漑用水路サコーラ堰改修計画基本設計調査報告書（2003.8）
<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P0000159454.html>
- (10) バハル・ヨセフ灌漑用水路マゾーラ堰整備計画基本設計調査報告書（1998.9）

- <http://libopac.jica.go.jp/images/report/P0000043862.html>
(11) エジプト 灌漑農業開発基礎調査報告書 (1997.5)
<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P0000043589.html>
(12) バハルヨセフ地区灌漑整備計画基本設計調査報告書(1994.11)
<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P0000033669.html>
(13) 乾燥地域における灌漑再利用のための革新的下水処理技術の開発プロジェクト
http://www.mext.go.jp/a_menu/sonotaichiran/senryakusuisin/_icsFiles/afieldfile/2012/03/15/1318636_1_1.pdf (p.4, p.8)
・E-JUST-東北大学共同主催国際ワークショップの開催
<http://www.jica.go.jp/project/egypt/004/news/20150111.html>
(14) 「ナイル流域における食糧・燃料の持続的生産」終了報告書
http://www.jst.go.jp/global/kadai/pdf/h2007_final.pdf

6. 機材の調達

業務遂行上必要な機材があればプロポーザルにて提案すること。

なお、本調査における無人飛行機の使用は不可である。船上ソナーの使用を想定する場合は、本邦等からの機材持ち込みあるいは現地再委託を検討すること。

7. 安全管理

現地作業期間中は安全管理に十分留意する。当地の治安状況については、日本大使館において十分な情報収集を行うとともに、現地作業時の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行う。現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載すること。

8. 不正腐敗の防止

本調査の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス (2014年10月)」の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、懐疑事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談するものとする。

中央デルタ・カセット用水路位置図

